

8月から、高額介護(介護予防)サービス費の上限額が一部変わります！

介護保険制度の高額介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額は、制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されています。8月から、負担能力に応じた負担を図る観点から、高額介護(介護予防)サービス費についても、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

【問い合わせ】高齢福祉課介護保険室(☎282-1711 内線1162・1163)

▽高額介護(介護予防)サービス費とは…

1か月に利用した介護(介護予防)サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が定められた上限額を超えた場合に、超えた分の金額が後日支給されるものです。※支給限度額を超えた利用者負担分については対象外となります。

▽利用者負担の上限(1か月)

7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
【現役並み所得者】 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人が出て、単身世帯の場合は年収383万円以上、2人以上世帯の場合は年収520万円以上	4万4,400円
【一般】	4万4,400円
【住民税世帯非課税等】 ▽合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ▽高齢福祉年金の受給者	1万5,000円(個人)
【生活保護の受給者】	1万5,000円(個人)
【利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合】	1万5,000円



8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	14万100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上、課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	9万3,000円
住民税課税で、課税所得380万円(年収約770万円)未満	4万4,400円
【一般】	4万4,400円
【住民税世帯非課税等】 ▽合計所得金額※および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ▽高齢福祉年金の受給者	1万5,000円(個人)
【生活保護の受給者】	1万5,000円(個人)
【利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護受給者とならない場合】	1万5,000円

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。